**感染対策指針**

*株式会社オクト*

すまいる訪問看護リハビリステーション

当事業所（すまいる訪問看護リハビリステーション）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる訪問看護サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対 応ずる体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. **基本的な考え方（目的）**

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図る ことができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内 規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

**２．感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備**

（１）平常時の対策

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢

の構築に取り組む。

ア）感染対策委員会の構成員

委員長：川本　五十鈴

委　員：伊藤　和美

② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。 また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

1. 利用者の健康管理
2. 職員の健康管理
3. 標準的な感染予防策
4. 衛生管理

③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年２回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。

④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に出動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年２回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（２）発生時の対応

① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」と いう。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP） に従い、 直ちに「発生状況の把握」に努める。

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

ア) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

イ) 消毒

ウ) ケアの実施内容・実施方法の確認

エ) 濃厚接触者への対応 など

③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「保健所、行政関係機関との連携」のため にすみやかに報告を行う。

1. 保健所： 名称　米子市保健所・連絡先　0859-31-9315
2. 指定権者：医療保険　中四国厚生局鳥取県支部　0857-30-0860

介護保険　米子市長寿社会課 　0859-23-5131

④ 感染事例等の発生後は、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

ア) 社内： BCP参照

イ) 利用者家族： BCP参照

＜附則＞ 本方針は、2024年2月1日から適用する

＜附則＞（2025年4月1日変更）本方針は、2025年4月1日から適用する。